

たてばやし後見支援センター

本人や親族・関係機関（病院・福祉施設・障害者施設等）のかたが成年後見制度を利用しやすい環境を整え、たとえ判断能力が低下しても安心して地域で暮らし続けられる地域社会を目指して、館林市では館林市社会福祉協議会に業務委託し「たてばやし後見支援センター」を平成30年2月1日より開所いたしました。

■ 成年後見制度とは

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でないかた（本人）の権利を守る制度で、本人の意思を尊重し、心身の状態や生活状況に配慮しながら身上保護（介護保険に関する手続きや契約、日常生活上の契約行為など）や財産管理（預金の払い戻しや自宅などの財産の処分など）を成年後見人等がおこなうものです。

■ 成年後見制度には

すでに判断能力が不十分な方が対象となる「**法定後見**」と判断能力が不十分になった時に備え、誰にどのような援助をしてもらうか決めておく「**任意後見**」の2種類があります。

なお「**法定後見**」は、本人の判断能力の程度に応じて『**後見**』『**保佐**』『**補助**』の3類型に分けられます。

■ センターの主な業務

- (1) **相談支援**…本人や親族・関係機関（病院・福祉施設・障害者施設等）から成年後見制度に関する相談を受付けます。
- (2) **申立手続きの支援**…成年後見制度の利用が必要なかたに対して、手続きの説明や申立のお手伝いをします。
- (3) **広報・普及啓発**…成年後見制度に関する情報発信や講演会等の開催をとおして、市民や関係機関のみなさまに幅広く広報・普及啓発活動をおこないます。
- (4) **市民後見人の養成研修**…地域福祉の視点から身近な「市民」という立場で成年後見人等の活動がおこなえるよう市民後見人を養成する研修会を開催します。
- (5) **親族後見人、市民後見人の活動支援**…親族後見人や市民後見人が後見活動を始める際や活動中または終了時に内容の確認や活動支援をおこないます。

■ 後見制度に関する相談がありましたら、下記までご連絡ください

事務局：館林市社会福祉協議会（地域福祉課）

所在地：館林市苗木町2452-1（TEL 75-7111）